

フリーランスの権利保護に 向けた提言： 労働法及び労働組合運動の 視点から

- 連合総研シンポジウム
「フリーランスの権利保護と
労働組合」
- 2026年1月27日（火）
- 資料作成者：後 藤 究
（成城大学法学部准教授）
(kiwamu-goto@seiyo.ac.jp)

I. 事例調査を踏まえた検討課題：

1. フリーランスの「労働者性」

- ・労働者概念＝労働法の保護を受けるための『入場ゲート』
- ・労災補償、（割増）賃金規制、解雇制限規制、団体交渉法制等による保護を求めるフリーランスは『入場ゲート』を通過できるのか？

2. 責任を負うべき「使用者」とは？

- ・重層請負構造のような状態の下で就労するフリーランス
- ・フリーランスとの間で直接の契約関係に立たない第三者が有する影響力

3. 安定的な所得保障のあり方

- ・低報酬、収入の変動が激しいフリーランスの実態

4. 「市場労働者」としてのフリーランスの支援

- ・生計の基礎となる仕事のオファーを自ら『市場』において獲得しなければならないフリーランスへのサポートのあり方

II. フリーランスの「労働者性」

【現在の判断基準とその限界？】

- 「使用従属性」基準の下では、労働者性を否定されるフリーランスも
- 同基準 = **フォーディズム勃興期**に提唱された基準

 今日の働き手を適切に捉えきれるのか？

- 同基準が支持される背景にあるもの：

「働き方の柔軟性」と「労働法による保護」をトレードオフで捉える発想

 本来、両者の両立こそが望ましいのでは？

- * 仮に判断基準の見直しが必要であるとして、その際の基本認識とは？

( 次頁で検討)

II. フリーランスの「労働者性」

1. 憲法＝基本権からの「労働者性」の捉え直し

- ・ 憲法27条＝『全ての国民』に対する勤労権を保障
- ・ 同条の趣旨目的を踏まえた『労働者性』の解釈が求められるのでは？

2. “*Back to the Future*”の視点

- ・ 明治期の民法起草者による雇用契約概念の理解
- ・ 他人決定性（使用従属性）ではなく、他人目的性の強調
- ・ （＋労組法の場合）*craft union*のような、特定企業への従属・依存を前提としない働き手の団結の歴史

3. 公正競争の確保、国家財政の将来を見据えた視点

- ・ 非労働者による「ダンピング競争」を防ぐ必要性
- ・ フリーランスの困窮問題＝国家財政の将来性にも関係しうる問題

III. 責任を負うべき「使用者」とは？

フリーランスの就労条件に対して影響力を有する

第三者に対する責任追及は可能か？

①第三者＝団体交渉に応ずべき「使用者」か？

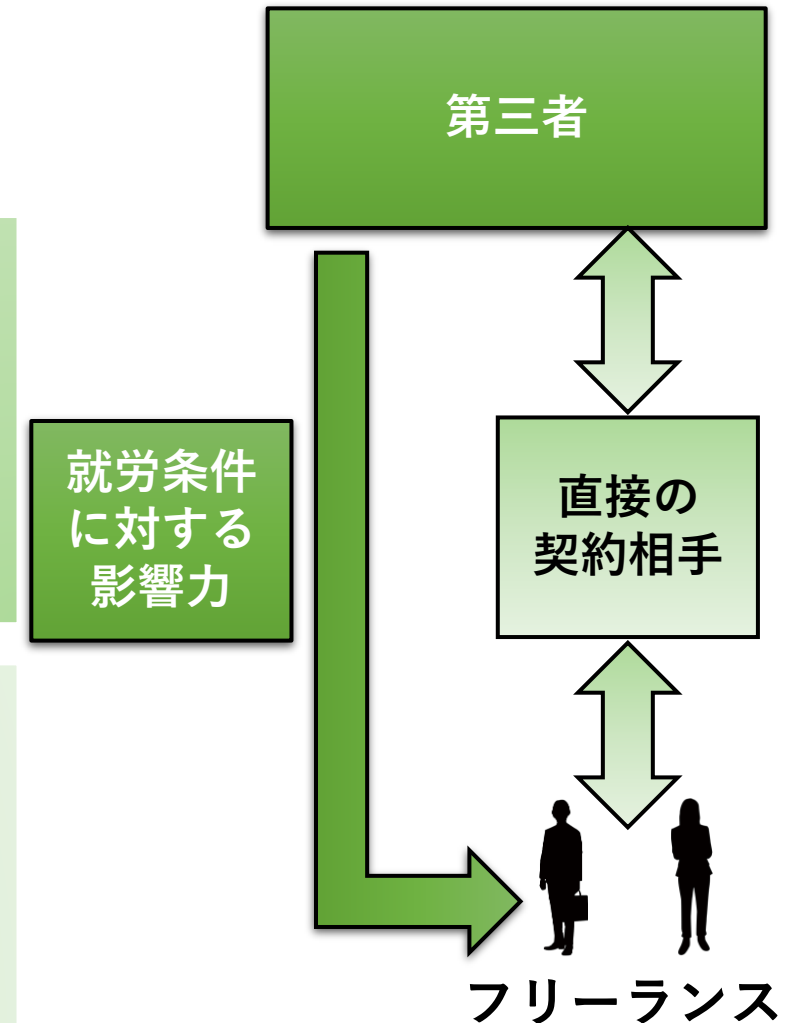
(既存の判例法理を前提にすれば)

当該第三者が直接の契約相手と同程度に就労条件を支配、決定できる場合には、○

②第三者＝損害賠償責任を負うべき「使用者」か？

民法715条の基礎：報償責任・危険責任

使用従属関係にはない当事者に同条を適用する判例

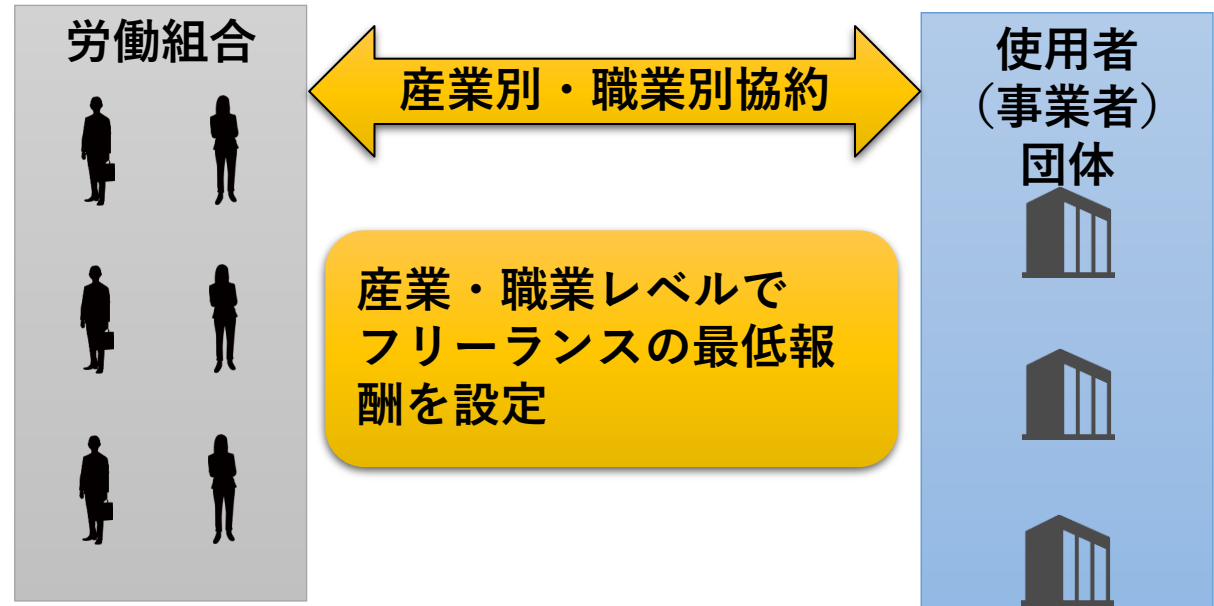


IV. フリーランスの所得保障

【1. 労働協約による最低報酬規制の可能性】

* フリーランスの取引条件を集団的に取り決めることは、独禁法に反するのか？

☞（少なくとも）当該フリーランスが憲法28条による団結権保障を享受する場合には、独禁法違反の恐れは無いものと解すべき。



IV. フリーランスの所得保障

【2. 失業保険類似の保険制度の構築】

ドイツには、フリーランス芸術家のための特別な社会保険制度

「芸術家社会保険制度（*Künstlersozialversicherung:KSV*）」が存在。

= フリーランス・契約相手・国家が保険料を分担拠出する被用者保険類似の制度

+ 上記保険制度に対して、「失業保険類似の給付」の新設を求める議論。

- ・被保険者（＝フリーランス芸術家）の要保護性、脆弱性
- ・職業上の特殊性（収入の流動性／転職を望まず、芸術活動を継続したいとの希望）

👉日本法においても、同種の保険制度の構築可能性を模索すべき。

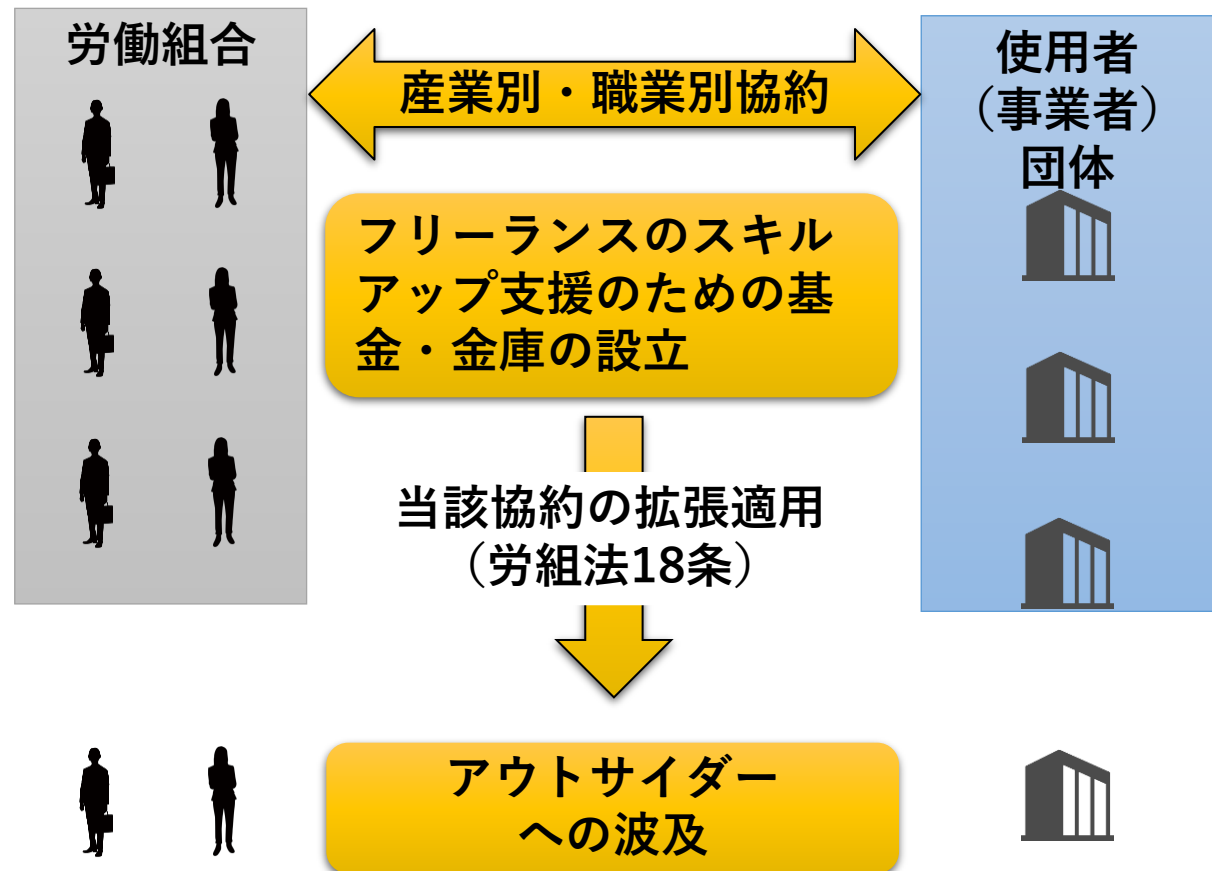
V. 「市場労働者」としての フリーランスの支援

【1. スキルアップの支援】

国家による支援のほか、協約政策のレベルでの支援もありうる。

〈例〉ドイツの労使関係：

- ・ 職業訓練のための産業別労働協約の締結
- ・ 当該協約への一般的拘束力の付与



V. 「市場労働者」としての フリーランスの支援

【2. 労働者供給事業＝労働組合によるマッチング機能の活性化】

①労働組合による「アクセス権」の承認

②「使用従属関係」よりも広い範囲での労働者供給の承認。



組織化のための
アクセス（立ち入り）



組織対象とする
フリーランスの
就労する場所